

**厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課後援
令和2年度簡易専用水道検査外部精度管理調査結果**

一般社団法人全国給水衛生検査協会

1 趣旨及び目的

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関は、外部精度管理調査を定期的に受けることが義務付けられています。

一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、外部精度管理調査を適切に実施するために、学識経験者等で構成される外部精度管理企画委員会（以下、「委員会」という。）を設置して、実施についての具体的な事項について検討していただきました。なお、本外部精度管理調査は昨年度に引き続き、厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課（以下、「水道課」という。）の後援をいただいで実施しました。

委員会の構成は、次のとおりです。

委員長	山田 賢次	山田技術士事務所 所長
委 長	柳橋 泰生	(一社)全国給水衛生検査協会 参与
委 員	翠川 和幸	(公社)日本水道協会 工務部技術課担当課長
委 員	本間 豊	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与
委 員	松本 重裕	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与
委 員	岡田 和明	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与

簡易専用水道検査外部精度管理検討委員会委員長

田村 励治 (一社)全国給水衛生検査協会 技術参与

2 調査の概要

(1) 調査対象機関

簡易専用水道検査登録機関（全登録機関）

(2) 日程等

日 時：令和2年12月4日（金）13時30分～15時30分

場 所：協会5支部（東北・北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、西日本）

5会場で実施

参加者：参加機関：116機関（正会員94機関、非会員22機関）

参加人数：214名

(3) 参加費用

34条会員：1機関あたり20,000円(税込み)

非 会 員：1機関あたり40,000円(税込み)

(4) 実施方法

- ① 簡易専用水道の写真や図表をパワーポイントにより投影し、解答を求めました。
- ② 解答は厚生労働省告示 262 号に準拠して行うこととし、「簡易専用水道検査実務マニュアル 2020 年（令和 2 年 9 月 30 日発行）」のみ会場へ持ち込みを認めました。
- ③ 本調査には 1 機関 2 名まで参加を認めています。なお、同一機関内の相談は可能ですが、他機関との相談は認めていません。
- ④ 「簡易専用水道検査外部精度管理調査」問題用紙を全ての設問投影終了後に、1 機関に 1 部配布し回収いたしました。

※支部事務局、技術委員及び外部精度管理検討委員については、外部精度管理調査への参加を認めないものとする。

(5) 調査の結果

- ① 調査の結果は 100 点満点とし、点数毎に S、A、B の 3 段階評価を行い、参加機関に通知しました。（S：100 点、A：90～99 点、B：90 点未満）

評価の結果は、次のとおりです。

S： 84 機関（72.4%）

A： 31 機関（26.7%）

B： 1 機関（0.9%）

なお、令和 2 年度の評価判定の結果、S（100 点）及び A（90～99 点）の機関については、協会のホームページで公表することとします。

- ② 評価判定の内容は、次のとおりです。

「S：優秀（100 点）」

貴機関は、令和 2 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、優秀な成績を収められました。今後も、現在の技術力を維持して、検査の信頼性の確保に努めてください。

「A：一部疑義あり（90 点～99 点）」

貴機関は、令和 2 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、一部疑義ありの結果となりました。よって、是正処置を講じてください。

「B：要改善（90 点未満）」：是正処置の報告

貴機関は、令和 2 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、改善を要する結果となりました。よって、是正処置を講じるとともに、協会事務局へ報告してください。

(6) 報告

外部精度管理調査結果は委員会に報告し、審議の後、後援をいただいた水道課に報告しました。なお、参加機関に対しては、令和 3 年 4 月 19 日（月）に報告会を開催いたします。